

## Q 自治会に入らないと問題ある？

先日、家族で郊外の一軒家に引っ越ししました。すると、自治会の役員が来て、「1年分の自治会費として9000円を支払ってほしい。1軒あたり500円以上の募金もお願いしている」と言われました。自治会に入会せず、会費などを支払わないと問題はあるのでしょうか。

### 法律 相談室

自治会とは、その地域の住民らによって組織され、親睦や共通の利益のために運営する組織のことです。

そもそも自治会は、強制的に加入させられる団体ではなく、任意団体であり、加入するかしないかは本人の自由です。いったん自治会に入会したとしても、第三者の承諾や

自治会とは、その地域の住

らにするのかも、自らの意思で決める性質のもので、1軒あたり500円以上の募金をしなければならぬといった決まりにも、何ら拘束力はありません。

ただし、自治会の目的は地域の清掃活動や消防活動、街灯の設置、ごみステーションの管理や清掃、祭りの企画

れます。

地域の治安維持、災害時への対応や近所付き合いなどを考えると、自治会に入会することの利益も、決して小さいものではありません。

自治会に入ることや入らないことのメリット、デメリットを考えた上で、ご家族とも相談して入会するかどうかを

## 義務はないが利害考えて

許可を得ることなく、一方的な意思表示により退会することが可能であるとの最高裁判例も過去には出ています。

したがって、入会しないのであれば、自治会費を支払う法的な義務はありません。ましてや募金については、するかどうかのほか、金額をいく

や運営、回覧板を通じての情報提供など、多岐にわたります。特にごみステーションについては、自治会が独自に設置して管理している場合は使用が制限される可能性もあり、市役所などに個別集配を願いたいしなければならなくなるなどの不利益も考えら

慎重に決めた方がよいでしょう。

(回答〓須藤博文弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律のお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366

・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。